平成２８年（フ）第９０１６号
東京都荒川区東尾久３丁目14―12
債務者　金岡　信夫
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０１８号
東京都中野区南台４丁目64―13　ロハス・ヴィレッジ笹塚１Ｂ
債務者　鳥山　寛純
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０２４号
東京都江戸川区西小岩１丁目18―３　アニックハイム３Ｆ
債務者　坪根　直子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０２７号
東京都江戸川区北小岩８丁目30―５―206
債務者　川瀬　優子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０３０号
東京都大田区池上３丁目24―１―202
債務者　櫛田　純一
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０３２号
東京都葛飾区柴又６丁目11―11―201
債務者　鈴木　裕志
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０３５号
東京都足立区東和３丁目３―22―103
債務者　渋谷　眞理
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０３６号
千葉県松戸市常盤平４丁目17　常盤平公団住宅Ｅ街区26棟204
債務者　各務　美華
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０３９号
東京都八王子市西寺方町830―１　メゾンシルクＢ202
債務者　宮下　秀史
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０４２号
東京都墨田区太平４丁目17―９―503
債務者　笈口　結花（旧姓柳澤）
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０４６号
東京都台東区千束４丁目30―７―104
債務者　小野岡信一
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０５６号
東京都調布市菊野台２丁目37―５―303
債務者　藤川　一行
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９１号
愛知県豊田市美里３丁目20番地32
債務者　三ツ石恭輔
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第４５０号
岡山市東区藤井29番地６
債務者　藤原　和博
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８４号
岡山市東区瀬戸町笹岡741番地
債務者　國定　茂雄
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１０３６号
最後の住所　福岡県糸島郡志摩町大字芥屋1026番地の１
破産者　亡吉村守毅相続財産
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部